



千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

9

SEPTEMBER

2019

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 育児休業を取得したときの届出について ……2
- 職域型年金委員について ……3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 協会けんぽの平成 30 年度決算(見込み)のお知らせ ……4
- 協会けんぽの平成 30 年度事業報告について ……5
- 扶養者資格再確認を実施します ……5
- 年金事務所出張窓口について ……5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 社会保険相談のご案内 ……6
- 社会保険相談申込書 ……7
- 鴨川シーワールド入園料の特別割引のお知らせ ……8
- 千葉こどもの国 KidsDom 入園割引券配付中 ……9

9/2

リニューアル配信!

育児休業を取得したときの届出

被保険者が、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業制度を利用する場合（または3歳未満の子を養育する場合）については、事業主負担分と被保険者負担分の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。育児休業等を取得した被保険者がいる場合は、すみやかに「育児休業等取得者申出書」をご提出ください。

保険料が免除になる期間は、「育児休業等を開始した日の属する月分」から「育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月分」です。

例：保険料が免除される期間

育児休業等開始日※	育児休業等終了日	保険料免除期間
令和元年8月21日	令和2年6月24日	令和元年8月 ～令和2年 <u>5</u> 月分
令和元年8月28日	令和2年6月30日	令和元年8月 ～令和2年 <u>6</u> 月分

※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間になりません。育児休業等開始日は、産後休業期間終了の翌日からです。

留意点

「育児休業等取得者申出書」は、下記の①～④の期間ごとに提出が必要です。

- ① 1歳未満の子を養育するための育児休業
 - ② 保育所待機など特別な事情がある場合の1歳6カ月到達するまでの育児休業
 - ③ 保育所待機など特別な事情がある場合の2歳到達するまでの育児休業
 - ④ 1歳～3歳到達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業。
- なお、予定よりも早く育児休業を終了したときは、「育児休業等取得者終了届」を提出してください。

「職域型年金委員」とは？

主にお勤めの会社(厚生年金保険適用事業所)内で活動する年金委員です。
お勤め先で一定期間、年金に関する事務を経験され、年金制度についての知識をお持ちの方について、事業主が管轄の年金事務所に推薦書を提出し、厚生労働大臣が委嘱することとされています。

「職域型年金委員」の概要

職域型年金委員は、年金制度について広く国民の皆様方に知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社における普及啓発活動を行っていただくために設置されました。

被保険者数に応じて以下のように1~2名の設置をお願いします。

- ・300人以上の被保険者がいる厚生年金保険適用事業所 … 2名以上
- ・300人未満の被保険者がいる厚生年金保険適用事業所 … 1名以上

※平成31年3月末時点で、全国で約11万2千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

報酬

奉仕的な民間協力員として活動していただいています。
活動に伴う旅費等については支給されますが、報酬はありません。

「職域型年金委員」の活動内容

新入社員に対する年金制度の概要説明や社内での年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続の相談、助言等を行っています。

「職域型年金委員」になるには？

厚生年金保険適用事業所の事業主が、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。まずは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

詳しくは日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)「年金関係者通信」をご覧ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ



▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で閲覧をお願いいたします。



加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽの平成30年度決算（見込み）のお知らせ

収支差がプラスであるものの、協会けんぽの財政は引き続き楽観できない状況です。

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。
このたび、平成30年度の決算見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

平成30年度決算はどのような内容ですか？

平成30年度は収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円となり、収支差はプラス5,948億円となりました。

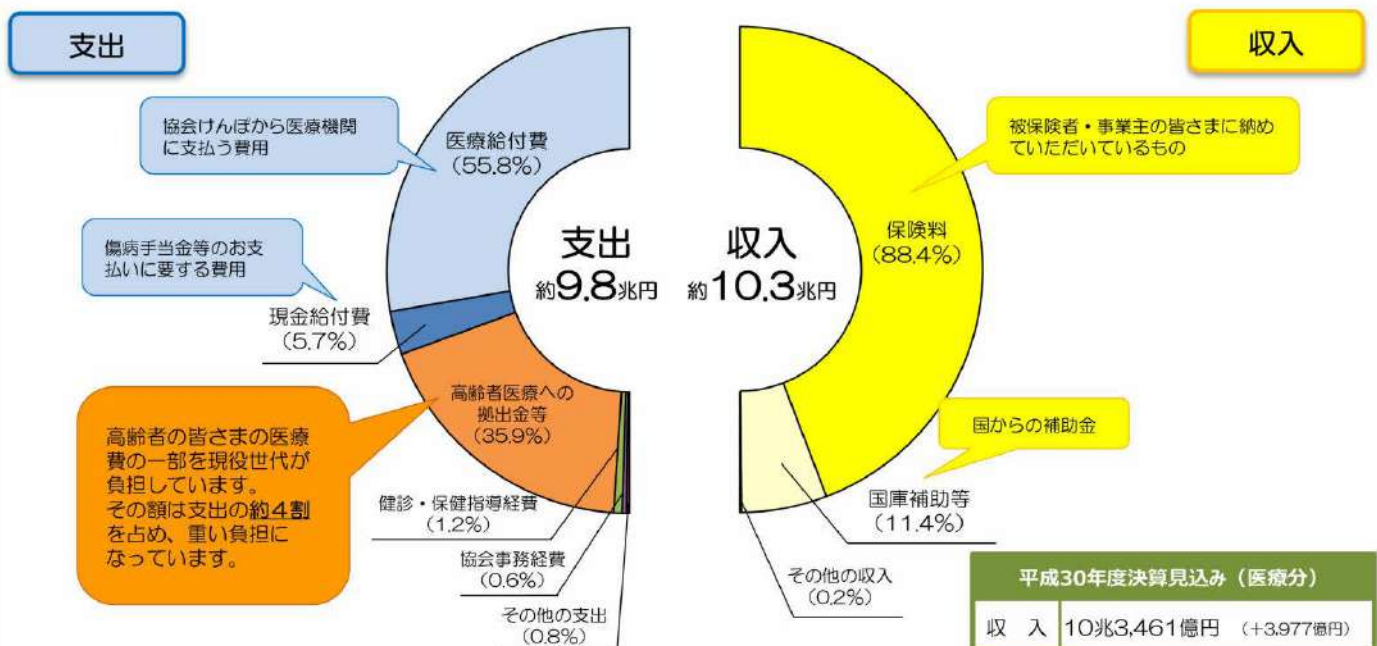
収入は、前年度に比べ3,977億円の増加となりました。これは、保険料を負担する被保険者の数が前年度から2.7%、賃金が1.2%増加したからです。

一方、支出は前年度に比べ2,515億円の増加にとどまりました。これは、支出の6割を占める保険給付費について、診療報酬のマイナス改定（▲1.19%）により、医療費の伸びが抑制されたため、前年度から1,899億円の増加にとどまったこと、支出の4割を占める高齢者医療に係る拠出金等が、制度改正等の影響により一時的に横ばいとなったことが原因です。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政は良いのでしょうか？

平成30年度の決算見込みにおける収支差はプラスとなりますが、収入については、近年保険料収入を増加させていた被保険者数の伸びが急激に鈍化していることに加え、支出（保険給付費や拠出金等）が診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に増加が抑制されている側面があります。今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴い、拠出金が更に増加していくことも踏まえると、協会けんぽの財政は引き続き楽観を許さない状況です。

協会けんぽの平成30年度決算見込み（医療分）



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

※カッコ内は対前年度比

協会けんぽの平成30年度事業報告について

インセンティブ（報奨金）制度の本格導入

平成30年度より、「インセンティブ（報奨金）制度」を導入いたしました。この制度は健診の受診率やジェネリック医薬品の使用など協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、「健康保険料率」に反映させるものです。全ての事業主、加入者の方々の健康への取組が医療費適正化に繋がっていきます。協会けんぽも全力でサポートしていきますので、共に取組んで参りましょう。

保健事業の推進

コラボヘルスの推進

事業主とのコラボヘルスの一つとして、健康宣言事業を行っています。健康宣言事業とは、事業主自らが従業員の健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、事業所の健康課題の解決や職場環境改善等、従業員の健康の維持増進を図る事業です。全国では平成30年度末で31,033社、千葉支部では令和元年8月3日現在、408社健康宣言しています。

特定健診・特定保健指導の推進

平成30年度の40歳以上の被保険者の生活習慣病予防健診実施率は**50.9%**と、前年度に比べ1.3%ポイント増加し、着実に向上しています。また、被保険者に対する**特定保健指導実施率は16.6%**で、前年度に比べ2.9%ポイント上回りました。

※詳細は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ各支部へお問い合わせいただけますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成31年3月末時点のものです。

医療費適正化の取組

ジェネリック医薬品の使用促進

平成30年度もジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担分の軽減見込額を加入者の皆さま（1回目：約371万人、2回目：約298万人）にお知らせし、1回目では全体の27.2%の方がジェネリック医薬品に変更されました。また、これは約175億円の医療費の軽減効果となっています（2回目の効果は集計中）。令和元年度も8月と2月に送付を予定しています。

債権の発生防止のための保険証の回収強化

退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただきます。平成30年度の発生件数は155,599件（対前年度+4,926件）、発生金額は約39億円（対前年度+約3億円）となります。事業主の皆さまにおかれましては、資格喪失された方からの確実な保険証の回収をお願いします。

平成30年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。



被扶養者資格の再確認を実施いたします。

令和元年9月下旬から令和元年10月下旬にかけて事業所様宛に順次被扶養者資格再確認のためのリストを送付いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

協会けんぽの船橋、市川年金事務所出張窓口（9月の開設日）

船橋年金事務所出張窓口
（開設日：月初日・月曜日・水曜日・金曜日）

令和元年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

市川年金事務所出張窓口
（開設日：月初日・火曜日・木曜日）
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和元年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

協会けんぽ年金事務所
出張窓口 開設時間
AM 8:30~12:00
PM 13:00~17:15
※12:00~13:00は不在となります。



※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日（祝日を除く）まで開設しております。



無料

プロによる 社会保険相談を 受けてみませんか？



**事業所で
シニアライフの相談を
することができます**

千葉県社会保険協会では、退職後のシニアライフの生活設計等のご参考になるよう、当協会が契約する社会保険労務士を各事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

60歳で定年退職したら…
老齢年金はいくらもらえる？
雇用保険の
失業給付の手続きは？

定年後も再雇用制度で
在職したら…
老齢年金はいくら減額になる？
雇用保険からの
給付金請求手続きは？

例えば…

年金加入
不明期間の
確認方法は？

遺族年金、
介護保険について
知りたい！



社会保険についての
研修講師を
事務所に派遣する
ことも可能!!

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からもOK
相談はお一人から受け付けています

**申込
方法**

ご希望される会員事業所様は、次頁の社会保険相談申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAXか郵送にて、お申し込みくださるようお願いいたします。費用等は一切**無料**です。

社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**
お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 () 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。
(貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。



鴨川シーワールド入園料の特別割引のご案内



「海の世界との出会い」

当会にて配布している割引券(2020年3月31日まで有効)をシーワールドの入園券販売窓口にご提出することにより、**本年10月2日(水)～31日(木)までの期間に限り、特別割引**となります！

鴨川シーワールド入園料の特別割引料金表

	区分	一般料金	窓口支払料金 (協会発行の割引券使用)	特別割引料金
大人	高校生以上	¥3,000	¥2,000	¥1,700
小人	小学生・中学生	¥1,800	¥1,000	¥820
幼児	4歳以上小学生未満	¥1,200	¥500	¥380
シニア	60歳以上	¥2,400	¥1,900	シニアは特別料金なし

※開業記念日感謝 Day [2019年10月1日(火)] のみ
 大人(シニア含む)：3,000円 → 1,500円
 小人(小・中学生)：1,800円 → 900円
 幼児(4歳以上)：1,200円 → 600円

●**申込方法** 下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※1事業所各券15枚までとさせていただきます。 ※92円切手で割引券30枚まで送付可能です。

●**申込先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 シーワールド割引券 宛

※コピーしてお申込みください

鴨川シーワールド割引券申込書

券種	枚数
大人	枚
小人	枚
幼児	枚
シニア	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

Let's enjoy! 千葉こどもの国 KidsDom

入園割引券配付中



山倉ダムのほとりにあり、水と緑に囲まれた子どもたちの王国です。

ゴーカート、サイクリング、ローラースケートなど思いっきり楽しみましょう！

- **申込方法** 下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※1事業所各券15枚までとさせていただきます。 ※92円切手で割引券30枚まで送付可能です。

- **申込先** 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 千葉こどもの国割引券 宛

千葉こどもの国 KidsDom 入園割引料金表

	区 分	一般料金	窓口支払料金
大人	高校生以上	¥ 900	¥ 500
子供	小学生・中学生	¥ 300	¥ 100
幼児	3歳以上小学生未満	¥ 200	¥ 0

※コピーしてお申込みください

千葉こどもの国 KidsDom 割引券申込書

券 種	枚 数
大人	枚
子供	枚
幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

Information

毎年ご好評いただいております「いちご狩り」補助券の配布につきましては、『社会保険ちば秋号』『月刊社保ちば10月号』にてご案内いたします。